

精華町教育大綱(案)へのご意見 募集(パブリックコメント)

精華町では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、町長と教育委員会が構成員となる総合教育会議において、本町の教育に関する指針となる「精華町教育大綱」の策定に向け、検討を進めています。

このたび、その大綱(案)に対し、広く皆様からのご意見を募集します。なお、皆様からお寄せ頂いたご意見を踏まえ、後日、意見に対する考え方などについて公表を行い、今年度中に「精華町教育大綱」を策定する予定です。

皆様の積極的なご意見をお寄せくださいますようお願いいたします。

1. 公表・募集期間

平成28年1月20日(水曜日)から2月19日(金曜日)まで [必着]

2. 記入用紙及び資料の設置場所

・精華町役場内・・・町立図書館(2階)、学校教育課(3階)、企画調整課(5階)

3. 意見を提出できる方

- (1) 本町の区域内に住所を有する方
- (2) 本町の区域内に事務所又は事業所を有する方
- (3) 本町の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 本町の区域内に存する学校に在学する方

4. 提出方法

所定の記入用紙か任意の用紙に「住所・氏名」を必ず明記し、直接、又は郵便、ファクス、メールで役場企画調整課窓口へ提出してください。

※題名は「精華町教育大綱(案)について」とし、ご意見が資料のどの部分に該当するかを明確にしてください。(具体的に示されていない場合は、町の考え方等を公表することができません。)

※土曜日・日曜日・祝日は直接受付が出来ませんので、ファクス・メール又は郵送のみの受付となります。

5. その他

- ・個々のご意見に対して、各個人への直接回答はしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ご記入いただいた個人情報(氏名・住所)は、ご意見などを確認する目的のみに利用させていただくものです。ご意見の公表の際には、ご意見以外の個人情報は公表しません。
- ・電話など口頭でのご意見は受け付けできませんので、ご了承ください。

お問い合わせ

精華町総務部企画調整課・教育部学校教育課

電話: 0774-95-1906 (直通) FAX: 0774-94-5176

E-mail: gakkyou@town.seika.kyoto.jp